

2 用語解説

	ページ	用語	解説
あ	51	ICT	Information and Communication Technology の略。情報技術に通信コミュニケーションの重要性を加味した言葉。
	66、102 103	アセスメント	課題分析のことで、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題を把握すること。
	26、48、49 50	安心相談ナースホン	急病等の緊急時や日常の相談を受けるセンターに24時間365日つながる機器。
い	53	いきいき百歳体操	DVDを見ながら椅子に座って行う筋肉運動。重りを手首や足首に巻き付けてゆっくりとした動作で行い、筋力アップやバランス力の向上が期待できる。
え	51	MCI	Mild Cognitive Impairment の略。認知症と健常な状態の間のような状態。「軽度認知障害」ともいう。
か	28、41、42 53、56、65 72、88、102 103	介護支援専門員(ケアマネジャー)	介護保険制度において、ケアプランの作成・管理をはじめ、サービス事業者や介護施設等との連絡調整等の介護支援サービスを行う専門職。
	29、52、54	介護予防応援隊	市が実施する介護予防事業等のサポートができるボランティア。
	56、58	介護予防ケアマネジメント	高齢者の自立支援を目的として、心身の状況、その置かれている環境、その他の状況に応じて、対象者自らの選択内容等に基づき、介護予防に向けたケアが検討される仕組みのこと。
	62、86、94 97、98、104	介護離職	高齢の親や家族等を介護する必要が生じたことにより、今の仕事を辞めざるをえなくなること。
き	27	協創によるまちづくり	将来にわたって持続可能な地域社会を築くため、市民、各種団体、学校や大学、企業、市議会、市等が協力してアイデアを出しながらまちづくりを考え、協力してまちをつくること。本市のまちづくりにおいて、常に意識すべき根幹となる考え方。
	63、72、73	業務継続計画 (BCP)	Business Continuity Plan の略。大地震等の自然災害、感染症のまん延、テロ等の事件、大事故、サプライチェーン(供給網)の途絶、突発的な経営環境の変化等、不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い時間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画。
	24、61	居住系サービス	この計画において、特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護のこと。
	61	居宅サービス	この計画において、在宅サービスと居住系サービスのこと。

	ページ	用語	解説
き	30、31、42 64、65、88 91、94、97 98、102 103	居宅サービス計画(ケアプラン)	要支援、要介護の認定を受けた者を対象として、心身状況やおかれている環境、本人や家族の希望を取り入れながら、利用しようとする介護保険サービスの種類や内容、担当者、その他厚生労働省令で定める事項を定めた計画書。
け	30、31、42 64、65、88 91、94、97 98、102 103	ケアプラン	居宅サービス計画の項を参照。
	28、41、42 52、53、56 62、65、102 103	ケアマネジメント	高齢者が自立した日常生活を営むという目的のために、高齢者の現状や自立した日常生活に向けての希望を十分に把握し、それを踏まえてその人にとって最もふさわしいサービスが利用できるよう支援する仕組みのこと。
	28、41、42 53、56、65 72、88、102 103	ケアマネジャー	介護支援専門員の項を参照。
	70	軽費老人ホーム(A型、ケアハウス)	身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことが困難で家庭の援助を受けることが困難な60歳以上の者を対象に、食事の提供等、日常生活上必要なサービスを低額な料金で提供する老人福祉施設。平成20年(2008年)6月に施設種別が統一化され、A型は経過的施設となった。
	29、38	健康寿命	集団の健康状態を表す健康指標の一つ。健康上の問題で日常生活に制限されることなく生活できる期間。
	28、47、48 96、99	権利擁護	自己の権利や援助のニーズを表明することが困難な人に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズの保護を行うこと。
こ	10、11、13	高齢化率	総人口に占める65歳以上の高齢者人口の割合。
	15	高齢単身世帯	令和2年国勢調査における、65歳以上世帯員の単独世帯のこと。65歳以上の人一人のみの一般世帯をいう。国勢調査における世帯の種類は「一般世帯」と「(寮や社会施設の入所者等)施設等の世帯」に分類される。
	15	高齢同居世帯	65歳未満の人と同居する65歳以上高齢者の一般世帯をいう。
	15	高齢夫婦世帯	令和2年国勢調査における、夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの世帯のこと。夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦1組の一般世帯をいう。
さ	67、68、70 92、94、97	サービス付き高齢者向け住宅	バリアフリー構造等を有し、少なくとも安否確認サービスと生活相談サービスを提供する「サービス付き高齢者向け住宅」として登録された住宅。
	72	災害ハザードマップ	災害時における人的被害を防ぐとともに、自分たちが何をすべきか普段から考えることを目的として、自然災害による被害を予測し、その被害範囲等を地図上に示したもの。

	ページ	用語	解説
さ	19、22、30 44、61	在宅サービス	この計画において、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、福祉用具貸与、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、地域密着型通所介護のこと。
し	19、20、23 61	施設サービス	この計画において、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院のこと。
	42	重層的支援体制整備事業	市町村全体の支援機関・地域の関係者が断らず受け止め、つながり続ける支援体制を構築することをコンセプトに、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施すること。
	29、51、52 53、54	住民運営通いの場	介護予防のために、百歳体操等を、住民が主体となって身近な場所で継続して運営する「通いの場」。
	38	生涯現役社会	働く意思と仕事能力のある人が年齢にかかわらず、その能力を十分に発揮でき、いきいきと活躍できる社会。
す	29、38	スマイルエイジング	笑顔（スマイル）の源となる「心身の健康」を保ちつつ、誰もが笑顔で年を重ねていく（エイジング）ことで、「健康寿命の延伸」を目指す本市の取組。
せ	47	成年後見市長申立て	身寄りがない等、成年後見制度の申立てを行うことが困難な場合に市長が申立てを行うもの。
	28、41、47 48	成年後見制度	認知症、知的障がい、精神障がい等の理由で判断能力が十分でない人について、家庭裁判所が選任した成年後見人等の援助者が財産管理等を行うことにより本人を法律的に支援する制度。
	28、47、48	成年後見センター	成年後見制度の利用促進のための中核となる機関。認知症や障がい等の理由により、判断能力が十分ではない人が、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、相談対応等を行う。
た	4、25、51 62、67、68 76、78、109	第1号被保険者	65歳以上の高齢者をいう。要支援又は要介護と認定されると介護給付を受けることができる。
	46	第一層協議体	市域全体の生活支援サービスの開発等広域で検討すべきテーマについて検討を行う組織。
	34、67、109	第2号被保険者	40歳以上65歳未満の人で医療保険加入者をいう。加齢に伴う疾病（特定疾病）により、要支援又は要介護と認定された場合に限り介護給付を受けることができる。
	26、27、46	第二層協議体	住民が主体となり、地域に必要な生活支援サービス等の創出に向けた取組を地区単位で推進する組織。
	4、34、71	団塊ジュニア世代	団塊の世代の子供が多いとされる昭和46年（1971年）から昭和49年（1974年）までの、いわゆる第二次ベビーブーム時代の3年間に生まれた世代。

	ページ	用語	解説
た	4、11、62	団塊の世代	戦後間もない昭和22年(1947年)から昭和24年(1949年)までの、いわゆる第一次ベビーブーム時代の3年間に生まれた世代。
ち	34、70	地域共生社会	子供・高齢者・障がい者等全ての人が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる社会。
	5、28、41、42 43、52	地域ケア会議	高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法。個別課題の解決の支援、地域課題の把握、地域づくり、政策形成の機能を持つ。
	42	地域ケア個別会議	多職種が協働して個別ケースの支援内容を検討することにより、高齢者の課題解決を支援するとともに、介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメントの実践力を高めるための会議。
	2、4、26、34 42、70	地域包括ケアシステム	重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される体制。
	27、41、42 53、56	地域包括支援センター	平成18年度(2006年度)の介護保険制度改正により創設され、地域の高齢者の保健医療の向上と福祉の増進を包括的に支援することを目的として市町村に設置されている。介護予防のマネジメントや、高齢者等に対する総合相談・支援、高齢者の権利擁護等の事業を行う。
	13、62、63	地域密着型サービス	高齢者が要介護状態となっても、できる限り住み慣れた地域で生活ができるよう創設された介護保険制度上のサービス類型。市町村が事業者の指定や指導・監督を行う。この計画において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、地域密着型通所介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設のこと。
	2	超高齢社会	65歳以上の高齢者人口の割合が全人口の21%を占めている社会を指す。
に	13	日常生活圏域	保険者(市町村)が地域密着型サービス等の提供体制を計画的に整備するため、地理的条件、人口等を総合的に勘案し、地域の実情に合わせて設定する身近な生活圏域。
	59	認知症カフェ	認知症の人やその家族が、地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う場。
	59	認知症サポーターステップアップ講座	認知症サポーター養成講座受講修了者を対象として、認知症に対する理解をさらに深めるとともに、地域の見守りや支え合い活動が実践できるきっかけづくりの場の提供及び知識の向上を目的とした講座。

	ページ	用語	解説
に	29、59、60	認知症サポーター養成講座	認知症に対する正しい知識を持って、地域や職域で認知症の人や家族を手助けする応援者（サポーター）を養成する講座。
	29	認知症支援ネットワーク会議	認知症支援を行う関係機関と連携し、地域の現状や課題の共有を行うとともに、認知症支援の情報交換や意見聴取等を行う会議
	60	認知症疾患医療センター	認知症の速やかな鑑別診断や、行動・心理症状と身体合併症に対する急性期医療、専門医療相談、関係機関との連携、研修会の開催等の役割を担う認知症専門の医療機関。
	29、59、60	認知症初期集中支援チーム	複数の専門家が、認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、観察・評価を行った上で、家族支援等の初期の支援を行うチーム。
	59	認知症地域支援推進員	市町村に配置し、地域の支援機関間の連携づくりや認知症ケアバス・認知症カフェ・社会参加活動等の地域支援体制づくり、認知症の人やその家族を支援する相談業務等を実施する者。
い	72	福祉避難所	一般的な避難所での生活が困難で、特に配慮を必要とする高齢者や障がい者等の要配慮者を受け入れる避難所。具体的には、施設がバリアフリー化され、相談・助言等の支援体制が整備されていること等を基準として、社会福祉施設を中心に、市町村において指定、又は、協定により確保されている。
	52、53	フレイル	虚弱の日本語訳。健康な状態と要介護状態の中間に位置し、身体機能や認知機能の低下が見られる状態を指すが、一方で適切な介入・支援により、生活機能の維持向上が可能な状態。
ほ	59、60	本人ミーティング	認知症の人が集い、本人同士が主になって、自らの体験や希望、必要としていることを語り合い、自分たちのこれからのよりよい暮らし、暮らしやすい地域のあり方を一緒に話し合う場。
み	59	見守り声かけ訓練	行方不明になった認知症高齢者等の早期発見・保護や地域の見守り体制の構築を目的に、地域住民が参加しておこなう見守りや声かけの模擬体験訓練。
	29、59、60	見守りネットさんようおのだ	認知症等の人が行方不明になった場合に早期に発見するためのメール配信システム。
も	66、102、103	モニタリング	作成されたケアプランに沿った介護サービスが提供されているか、本人の心身状況の変化はないか、新たな課題（ニーズ）が発生していないか等を定期的に評価・検証すること。
や	70	山口県居住支援協議会	住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進等について協議・検討するため、行政と民間関係団体で組織された協議会。
	42	ヤングケアラー	家事や家族の世話、介護等のために子どもらしい生活を送ることができない子どものこと。
ゆ	67、68、70 84、91、92 94、97、98 100	有料老人ホーム	高齢者が暮らしやすいように配慮された住まいで、食事サービス、介護サービス（入浴、排泄、食事等）、洗濯・掃除等の家事援助、健康管理のいずれかが受けられる。介護サービスの利用方法の違いにより、「介護付」「住宅型」「健康型」の3つのタイプに分かれる。

	ページ	用語	解説
よ	6、17、19 62、64、65 66、67	要介護認定	要介護状態（寝たきりや認知症状等で常時介護を必要とする状態）や要支援状態（介護予防サービスが効果的な状態）にあるかどうかの程度（要支援1・2、要介護1～5）判定を行うこと。
	13、20、21 77、78	要介護認定率	第1号被保険者内の要支援・要介護認定者総数／第1号被保険者数。
	49、70	養護老人ホーム	環境上又は経済的理由により在宅での生活が困難な65歳以上の低所得の者を対象に、社会復帰の促進及び自立のために必要な指導及び訓練等の援助を提供する老人福祉施設。
れ	62、86、87	レスパイトケア	高齢者等の介護者が休息をとったりするために、ショートステイやデイケア等のシステムを利用し、一時的に介護から離れて心身のリフレッシュを図ること。
	87	レスパイト入院	障がいや難病を持つ人で、介護者の事情により一時的に在宅介護が困難となった場合に短期間の入院を利用すること。
ろ	26、38、39	老人クラブ	高齢者がある知識や経験を活かし、生きがいと健康づくり等のための多様な社会活動を通じて自らの生活を豊かなものとするを目的とした、高齢者により自主的に運営される団体。
	42、50、94 97、102	老々介護	高齢者の介護を高齢者が行うこと。主に65歳以上の高齢の夫婦や親子、兄弟等のどちらかが介護者であり、もう一方が介護される側となるケースを指す。